

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月30日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

令和4年度定期監査（後期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和4年度を範囲として実施した。

(1) 財務事務に係る管理状況及び予算執行状況について

全課等を対象に、監査資料の提出を求め、監査を実施した。また、下記の課等については、事情聴取による監査も実施した。

【課等名】

企画調整課、I L C推進室、環境未来都市推進室、秘書広報課、総務課、I C T推進室、財政課、契約検査室、税務課、防災管理室、市民協働課、男女共同参画室、生涯学習課、商工課、企業立地港湾課、産業政策室、観光交流推進室、議会事務局、教育総務課、学校教育課、選挙管理委員会事務局、綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所

(2) 重点項目「補助金」について

例月現金出納検査での支出命令票等の確認状況から、監査重点項目を「補助金」とした。

重点項目については、下記の課等を対象に、8月末日までに交付決定している補助金から13件を抽出し、補助金交付決定から事業実績及び精算内容の審査、補助金の支出までの一連の事務手続について、関係諸帳簿等の確認及び事情聴取により監査を実施した。

【課等名】

企画調整課、環境未来都市推進室、税務課、市民協働課、生涯学習課、商工課、企業立地港湾課、産業政策室、観光交流推進室、教育総務課、学校教育課

(3) 施設の維持管理等について

下記の施設を対象に、監査資料の提出を求め、監査を実施した。また、越喜来診療所を除き、事情聴取による監査も実施した。

【施設名】

綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、重点項目については、補助金の交付対象は公益性のある事業または団体か、補助金の算出は合理的な基準により行われているか、実績報告に基づく補助金の支出については、その成果の確認が行われているか等を着眼点として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、事業内容や事務手続について各課等の長及び課長補佐等から事情聴取を行うなどにより実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所： 市役所本庁舎及び吉浜地区拠点センター
- (2) 日 程： 令和4年9月16日から令和4年12月26日まで

5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

重点項目である補助金については、13件を抽出して監査した。抽出した補助金の性質別分類は、団体自立支援が1件、団体維持支援が1件、政策的事業支援が5件、自主活動支援が6件であった。

補助金交付事務の監査の結果は、交付対象の事業及び団体はいずれも公益性を有し、補助金額の算出、交付要件、補助事業の成果の確認、補助金の支出事務等が概ね適正であることを確認した。

本監査は、令和4年度の補助金交付事務を範囲としたことから、履行途中の事業は、実績報告に基づく事業実績及び精算内容の審査、事業完了後の補助金の支出事務について監査期間内に確認できなかったが、事情聴取により事業の進捗管理が概ねなされていることがうかがえた。

なお、一部に補助金交付決定後の事業の進捗状況が適正に把握されていない等の軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところであるが、補助金交付決定にあたっては、補助対象団体等への適切な指導及び適正な事務執行が望まれる。

市が策定した「補助金等の見直しに関する指針」では、事業の公益性・必要性・有効性、団体等の適格性、補助対象外経費の明確化、終期の設定等が補助金等交付基準として定められている。

補助金交付事務においては、透明性や公平性の確保に資するため、大船渡市補助金等交付規則及び個別の補助金交付要綱に準拠した事務処理を行っているところであるが、当該規則及び要綱に定めのない事項については、必要に応じて運用規程等を整備し、人事異動等で担当者が変わった場合でも一定の基準で運用ができるよう、補助事業の更なる適正化に努められたい。